

○総務省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）抄

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（調整課の所掌事務） 第五十七条 調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六 （略） 七 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）第二条第一項に規定する空港周辺地域整備計画が定められている地域その他の特定の地域に対する国の財政上の特別措置に関すること（財務調査課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>（参事官） 第二百二十条 本省に、参事官二人を置く。 2 （略）</p> <p>附則 （情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例） 第十八条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。 一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号。以下この号及び附則第二十一条第一項において「整備法」という。）附則第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第五十八条第一項の規定に基づく検査に関すること。</p> <p>二 （略）</p>	<p>（調整課の所掌事務） 第五十七条 調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六 （略） 七 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第三条第一項に規定する同意公害防止対策事業計画が定められている地域その他の特定の地域に対する国の財政上の特別措置に関すること（財務調査課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>（参事官） 第二百二十条 本省に、参事官三人を置く。 2 （略）</p> <p>附則 （情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例） 第十八条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。 一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号。以下この号及び附則第二十二条第一項において「整備法」という。）附則第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第五十八条第一項の規定に基づく検査に関すること。</p> <p>二 （略）</p>

(削る)

(情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例)

2 第二十一条 (略)

(参事官の設置期間の特例)

第二十一条 第一百二十条第一項の参事官のうち一人は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

(情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例)

2 第二十二条 (略)